

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する工事の請負の契約を締結する場合において総合評価落札方式による競争入札を行うに当たり、当該競争入札の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「総合評価落札方式による競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（条件付一般競争入札（上尾市条件付一般競争入札実施要綱（平成24年上尾市告示第226号）第2条第1号に規定する条件付一般競争入札をいう。）による場合に限る。）をいう。

2 この要綱において「評価項目」とは、総合評価落札方式による競争入札において評価の対象として設定した項目のうち、技術能力、施工管理の適切性、技術提案その他の工事価格以外の項目をいう。

3 この要綱において「技術資料等」とは、技術に関する提案、施工に関する計画、施工能力その他の評価項目に関する内容が記載された資料をいう。

4 この要綱において「落札者決定基準」とは、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準をいう。

5 この要綱において「評価点」とは、総合評価落札方式による競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）から提出された技術資料等を審査し、その結果に基づき算出した評価項目に関する評価の点数をいう。

(総合評価落札方式による競争入札の方法により請負契約を締結する工事)

第3条 総合評価落札方式による競争入札の方法により請負契約を締結する工事は、設計金額が1件当たり1,000万円以上の工事のうちから、市長が指定するものとする。

(対象とする工事の選定等)

第4条 総合評価落札方式による競争入札の方法により請負契約を締結する工事の選定及び当該競争入札ごとに行う次条の規定による落札者決定基準の設定については、上尾市建設工事等請負業者審査委員会設置規程（昭和48年上尾市訓令第10号）第1条の規定により設置された上尾市建設工事等請負業者審査委員会における審査を経た上で、決定するものとする。

(落札者決定基準の設定)

第5条 市長は、総合評価落札方式による競争入札を行おうとするときは、地方自治法施行令第167

条の10の2第3項の規定により、あらかじめ、落札者決定基準を定めなければならない。

(学識経験者の意見の聴取)

第6条 市長は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、あらかじめ同項に規定する学識経験者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴き、その意見の聴取の結果を踏まえた上で、前条の規定による落札者決定基準の設定を行わなければならない。

2 前項の場合において、市長は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定により、2人以上の学識経験者の意見を聴かななければならない。

3 市長は、地方自治法施行令第167条の10の2第5項の規定により、前2項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて、意見を聴くものとする。

4 市長は、前項において改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、地方自治法施行令第167条の10の2第5項の規定により、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かななければならない。

(総合評価落札方式による競争入札における評価の方法)

第7条 総合評価落札方式による競争入札は、当該競争入札における入札価格及び評価点を総合的に評価する方法により、これを行うものとする。

(入札説明書において定め、又は記載する事項)

第8条 市長は、総合評価落札方式による競争入札を行う場合には、当該競争入札ごとに、その入札説明書において次に掲げる事項を定め、及び記載するものとする。

- (1) 評価項目及び当該評価項目ごとの配点その他の技術資料等の評価の方法に関する事項
- (2) 評価点の算出に必要な技術資料等の提出に関する事項
- (3) 落札者決定基準その他の落札者の決定の方法に関する事項

2 前項に定めるもののほか、総合評価落札方式による競争入札を行う場合には、その入札説明書に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 当該競争入札が総合評価落札方式による競争入札である旨
- (2) 審査結果の公表に関する事項
- (3) 第13条各項及び第14条に規定する事項

(入札の公告)

第9条 市長は、総合評価落札方式による競争入札を行おうとするときは、地方自治法施行令第167条の10の2第6項の規定により公告をしなければならないとされている事項について、公告しな

なければならない。

- 2 契約主管課長は、入札参加者に対し、入札説明書により前条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事項を周知するほか、入札に参加する者に必要な資格、入札参加者が提出すべきその他の書類、市に提出する書類の提出期限その他当該競争入札について必要な事項を周知しなければならない。

(評価点の算出)

第10条 評価点の算出は、上尾市総合評価落札方式による競争入札技術審査委員会設置規程（平成21年上尾市訓令第10号）第1条の規定により設置された上尾市総合評価落札方式による競争入札技術審査委員会（以下この条において「技術審査委員会」という。）において、落札者決定基準に基づいて行う。ただし、技術審査委員会において評価点の算出を行う必要がないと認められるものについては、この限りでない。

(落札予定者の決定)

第11条 入札執行者（上尾市契約事務執行要綱（平成27年8月31日市長決裁）第13条第1項に規定する入札執行者をいう。以下同じ。）は、総合評価落札方式による競争入札を行ったときは、落札者決定基準に基づき、評価値（第7条に規定する当該競争入札における入札価格及び評価点を総合的に評価する方法により得られる値をいう。以下同じ。）の最も高い者を落札予定者として決定する。

- 2 入札執行者は、評価点が決定した後でなければ、入札書の開札をしてはならない。
- 3 評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札予定者を決定する。この場合において、落札予定者となるべき者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該競争入札に関する事務に関与していない職員にくじを引かせるものとする。
- 4 入札執行者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、落札予定者の決定を行わない。
 - (1) 入札書に記載された金額が予定価格の制限の範囲を超えているとき。
 - (2) 入札書に記載された金額が調査基準価格（上尾市低入札価格取扱要綱（平成12年9月22日市長決裁）第1条に規定する調査基準価格をいう。）を下回る価格であって、市長が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき。

(落札者の決定)

第12条 市長は、前条第1項の規定により落札予定者を決定したときは、当該落札予定者を落札者として決定する。この場合において、当該落札者の決定が第6条第3項において改めて意見を聴

く必要があるとの意見が述べられた場合に該当するものであるときは、同条第4項の規定により、あらかじめ学識経験者の意見を聴き、その意見の聴取の結果を踏まえた上で落札者を決定する。

(技術資料等の水準を満たすことができなかつた場合における措置)

第13条 落札者は、その施工する工事において、提出していた技術資料等に相応する水準を満たすことができなかつたときは、当該満たすことのできなかつた部分に係る工事を再度施工しなければならない。

2 前項の場合において、市長は、再度施工することが困難であり、又は合理的でないと判断したときは、当該落札者に係る工事成績評定点（上尾市工事検査規則（平成24年上尾市規則第47号）第12条第2項の工事成績評定表による工事成績評定点をいう。）を減ずる措置を講ずるとともに、当該落札者から違約金として契約金額の5パーセントに相当する額を徴収することができるものとする。

(悪質であると認められる行為があつた場合における措置)

第14条 市長は、入札参加者が提出した技術資料等に虚偽の記載があつた場合又は入札参加者に明らかに悪質であると認められる行為があつた場合は、上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成6年7月26日市長決裁）第3条第1項の規定に基づき、当該入札参加者について入札参加停止の措置を行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式による競争入札に関し必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。